

ストーカー行為とは？

あなたに対する好意の感情又はその感情が満たされないことに対する恨みなどの感情から、あなたに対して次の10つの行為（「つきまとい等」といいます。）を反復して行うことをいいます。

①つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき

例) 通勤・通学途中などあなたの行く先々で待ち伏せされる。自宅付近をうろつかれる。等

②監視していると伝える行為

例) 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールをしてくる。等

③面会、交際、義務のないことを行うことの要求

例) 拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる。等

④著しく粗野または乱暴な言動

例) 大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる。等

⑤無言電話、連続した電話・FAX・手紙・メール・SNSのメッセージ等

例) 拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる。等

⑥汚物等の送付

例) 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつけられる。等

⑦名誉を害する事項を伝える行為

例) あなたの名誉を傷つけるような文章などをインターネットに掲載される。等

⑧性的羞恥心を害する事項を伝える行為

例) わいせつな写真などを送りつけられたり、インターネットに掲載される。等

⑨GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為

例) アプリケーションを用いて、あなたのスマートフォンの位置情報を知られる。等

⑩GPS機器を取り付ける行為等

例) あなたの車にGPS機器を取り付けられる。等

ストーカー行為は、そのまま放っておくとより大きな犯罪に発展するおそれがあります。

ひとりで悩まないで、警察やあなたの信頼できる友人等に相談してください。



◎ 警察（最寄りの警察署）

※緊急の場合は**110**番通報

- 警察 安全 相談 室 全国共通 #9110 ☎ 098-863-9110
- 那 霸 警 察 署 ☎ 098-836-0110
- 豊 見 城 警 察 署 ☎ 098-850-0110
- 糸 滿 警 察 署 ☎ 098-995-0110
- 与 那 原 警 察 署 ☎ 098-945-0110
- 浦 添 警 察 署 ☎ 098-875-0110
- 宜 野 湾 警 察 署 ☎ 098-898-0110
- 沖 縄 警 察 署 ☎ 098-932-0110
- 嘉 手 納 警 察 署 ☎ 098-956-0110
- う る ま 警 察 署 ☎ 098-973-0110
- 石 川 警 察 署 ☎ 098-964-4110
- 名 護 警 察 署 ☎ 0980-52-0110
- 本 部 警 察 署 ☎ 0980-47-4110
- 宮 古 島 警 察 署 ☎ 0980-72-0110
- 八 重 山 警 察 署 ☎ 0980-82-0110

ストーカー被害に 悩んでいる あなたへ



一人で悩まないで
お近くの警察へ
ご相談下さい。

沖縄県警察

ストーカー対策の流れ

ストーカー行為者によるつきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、無言電話等の行為を受けた場合は、すぐに、お近くの警察へご連絡ください。ご相談の内容に応じて下記の手順で迅速な対応を致します。



あなた(被害者)

警察の対応

注意してほしい

被害防止の
援助を受けたい

行政手続
(警告や禁止命令をしてほしい)

刑事手続を
とってほしい

相手方に対し、任意出頭を求めるなどの方法
により、
口頭指導

「援助申出書」を
提出する

警告を求める
旨の申出

警告

通常の場合

職権
禁止命令等
の申出

聴聞

緊急の場合

禁止命令等
の申出

職権
(身体の安全に
係る場合)

捜査

ストーカー行為

警察以外の対応

専門の行政機関等を
紹介をしてほしい

配偶者暴力相談支援
センター・NPO等

警察本部長等の援助の例

- ストーカー被害の防止に関する防止活動を行っている行政機関、ボランティア団体等の紹介(一時避難に関すること等)
- 相手方からの行方不明者届の不受理
- 住民票の閲覧制限等の支援
- 被害防止に役立つ物品の貸出し等
- 相手方との被害防止交渉のための警察からの連絡や警察施設の利用

公安委員会(警察本部長等)による禁止命令の発令(期限1年)

(命令違反)

意見の聴取

- ①ストーカー行為に係る禁止命令等違反罪
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- ②①以外の禁止命令等違反罪
6月以下の懲役、又は50万円以下の罰金

罰則
1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

